

社会体育施設の利用制限の再開について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染拡大に伴い、現在、沖縄県内、村内において新たな感染者が爆発的に増加傾向にあります。村内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、施設利用制限の再開を下記のとおり決定しました。

記

利用できない期間：令和4年1月7日（金）～1月30日（日）

※状況によって、期間の延長等の変更もあります。

利用できない施設：村内各学校体育館及びグラウンド（夜間含む）

恩納村教育委員会社会教育課社会教育係 TEL098-966-1210 FAX098-966-8478

※赤間総合運動公園、コミュニティ広場、真栄田漁港グラウンドにつきましては「管理事務所」へ問い合わせください。

赤間運動公園管理事務所 TEL098-966-2656 FAX098-966-8648

自治公民館施設等（体育施設を含む）の利用制限の協力について

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染拡大に伴い、現在、県内、恩納村においても新規感染者数が爆発的な増加傾向にあり、沖縄県においては、まん延防止の適用を政府へ申請しているところです。

以上のことを踏まえ、自治公民館施設等について下記のとおり利用制限の協力をお願いいたします。ただし、急を要する評議委員会等の会議についてはこの限りではありません。（コロナ対策を施し、90分以内で終わるようにお願いします。）

区民や施設利用者に対しては御不便をおかけいたしますが、感染拡大を抑え込むうえで極めて重要な期間となりますので、御理解と御協力を宜しくお願いします。

記

利用制限期間：1月7日（金）～ 1月30日（日）

※ 今後の感染状況の変化によって、変更もあります。

制限内容：上記期間中の施設の利用制限

※ 原則、一般団体及び個人への利用停止（部活等を含む）

※ ただし、全国・九州大会等への派遣が決定している団体や個人等、県外派遣に係る大会及び予選大会については、2週間前より調整のうえ可能とします。（区長の責任の下、判断願います。）

対象施設：自治公民館及び体育施設等